

熊本市宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく基礎調査業務委託（その３） 特記仕様書

第１章 総則

第１条（適用範囲）

本特記仕様書は、「熊本市宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく基礎調査業務委託（その３）」（以下、「本業務」という。）に適用する。

本業務は、本特記仕様書のほか、以下の各種法令及び規則等に準拠して業務を実施するとともに、本特記仕様書に明示のない事項であっても、技術的観点から必要と認められる事項については、責任を持って充足しなければならない。

- 1 宅地造成及び特定盛土等規制法
(令和４年５月２７日公布、令和５年５月２６日施行)
- 2 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な方針
(令和５年５月２９日告示__国土交通省、農林水産省、林野庁)
- 3 基礎調査実施要領（既存盛土調査編）
(令和５年５月２６日時点__国土交通省、農林水産省、林野庁)
- 4 盛土等防災マニュアル
(令和５年５月２６日時点__国土交通省、農林水産省、林野庁)
- 5 盛土等の安全対策推進ガイドライン
(令和５年５月２６日時点__国土交通省、農林水産省、林野庁)
- 6 盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説
(令和５年５月２６日時点__国土交通省、農林水産省、林野庁)
- 7 設計業務等共通仕様書
(令和６年１０月__熊本市)
- 8 その他関係法令、条例、基準及びマニュアル等

第２条（業務の目的）

令和５年度に実施した「熊本市宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく基礎調査業務委託」における既存盛土等分布調査により抽出された既存盛土等に対して、安全性把握調査の優先度評価を行い、経過観察等に必要な資料を作成することを目的とする。

第３条（履行場所）

熊本市内一円とし、本市が指定する範囲とする。

第４条（履行期間）

契約締結日から令和 7 年（2025 年）11 月 28 日までとする。

第 5 条（提出書類）

受託者は、契約締結後、速やかに以下に掲げる書類を委託者に提出し、その承諾を受けなければならない。

- 1 業務着手届
- 2 業務工程表
- 3 管理技術者等通知書及び業務経歴書
- 4 業務計画書
- 5 その他必要書類

受託者は、委託者との連絡を密にし、業務にあたっては、委託者の指示に従わなければならない。

受託者は、各作業工程において工程の確認を行い、業務の進捗状況を委託者へ報告するものとする。また、委託者が必要と認めた場合においても、受託者は適宜作業の各工程の進捗状況を報告するものとする。

第 6 条（技術者の資格要件等）

1 管理技術者

管理技術者（直接雇用している者に限る。）は、次の(1)～(2)のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 平成 27 年 4 月 1 日以降、国又は地方公共団体から直接受注し、完了した業務のうち、大規模盛土造成地の変動予測調査業務（第二次スクリーニング計画作成又は第二次スクリーニングの安全性把握調査）、宅地耐震化推進事業における大規模盛土造成地滑動崩落防止（対策）事業（盛土面積 3,000 m²以上かつ盛土上の家屋 10 戸以上又は斜面上の盛土高さ 5 m 以上かつ盛土上の家屋 5 戸以上のものに限る。）の設計業務又は「宅地造成及び特定盛土等規制法」に基づく既存盛土等調査業務（分布調査を除く）での業務経験を有する者

- (2) 次のいずれかの資格を有する者

- ① 技術士 総合技術監理部門（選択科目：「建設－河川、砂防及び海岸・海洋」、「建設－土質及び基礎」又は「応用理学－地質」）
- ② 技術士 建設部門（選択科目：「河川、砂防及び海岸・海洋」又は「土質及び基礎」）
- ③ 技術士 応用理学部門（選択科目：「地質」）
- ④ RCCM 「河川、砂防及び海岸・海洋部門」、「土質及び基礎部門」又は「地質部門」

2 照査技術者

照査技術者（直接雇用している者に限る。）を配置するものとし、次の(1)～(2)のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 平成 27 年 4 月 1 日以降、国又は地方公共団体から直接受注し、完了した業務のうち、大規模盛土造成地の変動予測調査業務（第二次スクリーニング計画作成又は第二次スクリーニングの安全性把握調査）、宅地耐震化推進事業における大規模盛土造成地滑動崩落防止（対策）事業（盛土面積 3,000 m²以上かつ盛土上の家屋 10 戸以上又は斜面上の盛土高さ 5 m 以上かつ盛土上の家屋 5 戸以上のものに限る。）の設計業務又は「宅地造成及び特定盛土等規制法」に基づく既存盛土等調査業務（分布調査を除く）での業務経験を有する者
- (2) 次のいずれかの資格を有する者
 - ① 技術士 総合技術監理部門（選択科目：「建設－河川、砂防及び海岸・海洋」、「建設－土質及び基礎」又は「応用理学－地質」）
 - ② 技術士 建設部門（選択科目：「河川、砂防及び海岸・海洋」又は「土質及び基礎」）
 - ③ 技術士 応用理学部門（選択科目：「地質」）
 - ④ RCCM 「河川、砂防及び海岸・海洋部門」、「土質及び基礎部門」又は「地質部門」

第 7 条（資料等の貸与）

受託者は、本業務に必要な資料等を自らの費用で備えるものとする。

ただし、本業務に必要な資料等のうち、委託者が所有するものは、委託者に貸与を求めることができる。

委託者は、受託者より請求があった資料等について、本業務に必要と認めた場合は当該資料等を貸与するものとする。

受託者は、資料等を貸与された後、速やかに借用書を委託者に提出し、貸与された資料等の取扱い及び保管を慎重に行い、本業務上必要であっても、委託者の承諾を受けずに複製等を行ってはならない。

また、受託者は、本業務終了後、速やかに貸与された資料を委託者に返却し、調査職員による検収を受けなければならない。

第 8 条（権利の帰属）

本業務の成果品は、全て委託者に帰属するものとし、受託者は、委託者の許可なく複製、貸与又は流用等してはならない。

第 9 条（修補）

受託者は、成果品納入後であっても、過失若しくは遺漏等に起因する不良箇所が発見された場合、又は軽微な修正が必要となった場合、委託者の必要と認める修補を速やかに行うものとし、それに係る費用は、受託者が負担するものとする。

第 10 条（秘密の保持）

受託者は、本業務を行うことにより知り得た情報を本業務に関わる者以外に漏らしてはならない。

第 11 条（疑義）

本特記仕様書及び準拠法令等に記載の無い事項及び疑義を生じた場合は、委託者及び受託者にて協議のうえ、委託者の指示に従い、業務を遂行するものとする。

第 2 章 業務内容

第 12 条（業務内容）

既存盛土等調査業務

令和 5 年度に実施した「熊本市宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく基礎調査業務委託」における既存盛土等分布調査により抽出された既存盛土等に対して、「基礎調査実施要領（既存盛土等調査編）」等に基づき、以下の既存盛土等調査を行う。

（1）計画準備

業務着手後、速やかに業務計画書を作成し、委託者と協議のうえ、円滑に業務を遂行できるよう準備を行う。なお、現地調査に伴う土地所有者との調整等について、発注者の補助を行うものとする。

（2）安全性把握調査の優先度評価

既存盛土等について安全性把握調査の優先度評価を実施するため、盛土等のタイプの区分（谷埋盛土、腹付盛土、平地盛土等）に応じ、保全対象との離隔・対象数、地形・地質等によるリスク評価、変状等の有無（立入調査による現地確認）等によるリスク評価を行う。

さらに、リスク評価を踏まえ、要詳細調査の盛土等（安全性把握調査が必要な盛土等）、経過観察を行う盛土等、当面の間対応が不要な盛土等の対応区分を分類する。

安全性把握調査の優先度評価の結果については、一覧表や既存盛土等カルテとして取りまとめる。調査手順については、「盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説」に準拠したものとし、様式等については委託者指定の様式にて作成するものとする。なお、発注時における安全性把握調査の優先度評価の対象箇所については、200箇所を想定している。

（3）既存盛土等分布調査結果の更新

安全性把握調査の優先度評価の結果の整理後、令和 5 年度に実施した「熊本市宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく基礎調査業務委託」における既存盛土等分布調査結果の更新を行う。（GIS データ及びカルテの更新含む）

（4）報告書作成

本業務で実施した調査内容・手法・調査結果等について簡潔に整理し、調査結果

に対する考察、課題等についてとりまとめた上で報告書を作成するものとする。

(5) 打合せ等

本業務の打合せ等は、業務着手時に 1 回、中間時に 1 回、業務完了時に 1 回の計 3 回を想定している。

第 3 章 成果品

第 13 条（成果品）

本業務の成果品は、以下のとおり作成し、提出するものとする。

1 業務報告書（A4 判、ファイル製本）：2 部

- (1) 業務報告書
- (2) カルテ等の各種資料
- (3) 打合せ記録簿
- (4) その他関係資料

2 電子データ（CD-R・DVD-R 格納）：2 部

- (1) 業務報告書（PDF、Word 形式）
- (2) カルテ等の各種資料（PDF、Word・Excel 形式）
- (3) GIS データ（ポリゴン図形）（Shape 形式）
- (4) 打合せ記録簿（PDF、Word・Excel 形式）
- (5) その他関係資料（PDF 形式）